定期積金規定
（スーパー積金）

１．（積金契約の成立）

当行は、お客さまから当行所定の定期積金（以下「この積金」といいます。）の申込書の提出を受け、当行が通帳を交付する等してこれを承諾したときは、積金に係る契約が成立するものとします。

２．（掛金の払込み）

この積金は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出しください。

３．（証券類の受入れ）

（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を掛込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。また、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出された当行を支払場所とする手形および当行を支払人とする小切手についても受け入れません。

（２）受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

４．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。ただし払込遅延により満期日が繰延べした場合は、繰延べ後の満期日とします。

５．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または約定利率相当（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

６．（給付補てん金等の計算）

（１）この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２）約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①　この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②　この積金を第１３条第１項により満期日前に解約をするときは、掛込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③　上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

Ａ．初回掛込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年未満のもの

解約日における普通預金利率

Ｂ．初回掛込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年以上のもの

約定年利回×60％（小数点第３位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

④　この計算の単位は 100 円とします。

７．（先掛割引料の計算等）

（１）この積金の掛金が掛込日前に払込まれたときは、先掛割引料を通帳記載の利回に準じて満期日に計算します。

（２）先掛分に応じて満期日の繰上げは行いません。

８．（満期日以後の利息）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

９．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

（２）この通帳等を失った場合の通帳等の再発行もしくは積金口座解約・元利金の支払い、または印章を失った場合の預金の払戻し・元利金の支払いは当行所定の手続きをした後に行ないます。この場合、通帳再発行手数料を申し受け相当の期間をおくことがあります。

１０．（印鑑照合）

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または暗証番号）を届出の印鑑（または暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、払戻請求者等が積金払戻し等の権限を有すると当行が過失なく判断して行った払戻し等は、有効な払戻し等とします。

１１．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

（２）当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

１２．（反社会的勢力との取引謝絶）

この積金口座は第１４条第４項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１４条第４項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの積金口座の開設をお断りするものとします。

１３．（取引の制限等）

（１）当行は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、

提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）前２項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

１４．（解約等）

（１）当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（２）前１項にも該当せず、当行がやむを得ないと認めて、この積金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに持参のうえ、取引店または当行本支店の店舗へ申し出てください。

（３）第２項の規定にかかわらず、この積金の積金口座の名義人に相続が開始し、当行が積金口座名義人の死亡にかかる手続を受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

（４）次の各号の一つでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することなくこの積金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が、解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。

②　この積金の契約者が第１１条第１項に違反した場合。

③　この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に接触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

④　この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（５）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金契約者との取引を継続することが不適切である場合には当行はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害（訴訟費用や合理的範囲の

弁護士費用を含みます。）が生じたときはその損害額を払ってください。

① 積金契約者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的に責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を棄損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

（６）この積金が、当行が別途表示する一定の期間積金契約者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。この積金が、休眠預金となった場合は休眠預金等活用法に関する規定が適用されるものとします。

（７）前２項および３項により、この積金口座が解約され残高がある場合、または積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳をご持参のうえ当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。

１５．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

１６．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金契約者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で積金契約者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

（２）前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この積金の利息相当額の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は通帳記載の利率、満期日以後の期間は計算実行時の当行の普通預金の利率を適用します。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

（４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１７．（成年後見人等の届出）

（１）家庭裁判所等の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様に当店に届出てください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前２項と同様にお届けください。
（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
（５）前４項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がない等と判断して行った払戻し等については、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しや無効を主張できないものとします。

１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この積金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
①　当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
②　将来における積金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、積金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
③　当行が積金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が積金契約者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります
④　この積金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２項において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
①　預入期間、計算期間または償還期間の末日

１９．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この積金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの積金に係る債権は消滅し、積金契約者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
（２）前項の場合、積金契約者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、積金契約者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
（３）積金契約者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
①　この積金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この積金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払請求を把握することができる場合に限ります。）

③ この積金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この積金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、積金契約者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この積金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、積金契約者等が当行に対して有していた積金債権を取得する方法によって支払うこと

２０．（準拠法令、合意管轄）

（１）本規定の準拠法は、日本法とします。

（２）本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、宮崎地方裁判所もしくは宮崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

２１．（規定の変更）

（１）この規定の各条項は、社会情勢や経済的、技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の 4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。

（２）前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き・インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。

（３）前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

（令和８年９月１５日現在）

盗取された通帳を用いた積金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約

１．（特約の適用範囲等）

（１）この特約は、個人のお客様の積金取引に適用されます。

（２）この特約は、以下の取扱を定めるものです。

①　盗取された通帳を用いて不正な払戻しが行われた場合における取扱い

②　本人確認（積金の払戻しにおける権限の確認を言います。）に関する取扱い

（３）この特約は、定期積金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

２．（盗取された通帳等による不正な積金払戻し等）

（１）**盗取された通帳を用いて行われた不正な積金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）**については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金に相当する金額の補てんを請求することができます。

①　通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②　当行の調査に対し、積金契約者本人より十分な説明が行われていること

③　当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３）前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な積金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①　当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

Ａ．当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．積金契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（５）当行が当該積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、積金契約者が、当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）当行が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当行が第２項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

３．（積金の払戻しにおける本人確認）

積金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該積金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的な本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

以　上

盗取された通帳を用いた積金の払戻しによる被害において積金契約者の重大な過失または過失となりうる場合

１．（お客様の重大な過失となりうる場合）

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する行為であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

（１）他人に通帳を渡した場合

（２）他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合

（３）その他お客さまに(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

２．（お客様の過失となりうる場合）

お客様の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

（１）通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

（２）届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合

（３）印章を通帳とともに保管していた場合

（４）その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以　上